

第 67 号

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「施設（これらの用に供すると決定した土地を含む。）の敷地」を「施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）」に改める。

第7条第2項第1号中「酒類を提供し、又は」を削る。

第9条第1項第9号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

第10条の2第2号中「当該施設」を「これら」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号及び第10条の2第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

風俗営業者の遵守事項の見直し等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。